

宮城県指定自立支援医療機関指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自立支援医療の質の確保及び適正化を図ることを目的として、障害福祉課長、子ども・家庭支援課長及びリハビリテーション支援センター所長（以下「障害福祉課長等」という。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関に対して第10条、第11条及び第63条の規定により行う指導並びに第66条、第67条及び第68条の規定による監査等について、基本的な事項を定めるものとする。

第一 指定自立支援医療機関指導

(指導方針)

第2条 指定自立支援医療機関に対して行う指導等は、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」（平成18年厚生労働省告示第65号）、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」（平成18年厚生労働省告示第66号）等（以下「規程等」という。）に定める自立支援医療の取扱い及び費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とする。

(指導形態等)

第3条 指定自立支援医療機関に対して行う指導形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、指定自立支援医療機関に対して必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、指導の対象となる指定自立支援医療機関において実地に行う。

(指導対象の選定)

第4条 障害福祉課長等は、指定自立支援医療機関に対して重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づき対象の選定を行う。

(1) 集団指導

自立支援医療の取扱い、費用の請求、制度改正内容等に基づき、集団指導を行うことが適当と認められる指定自立支援医療機関

(2) 実地指導

イ おおむね3年以内に自立支援医療を開始した指定自立支援医療機関

ロ その他、実地指導を行うことが適当と認められる指定自立支援医療機関

(書面による検査)

第5条 障害福祉課長等は、必要があると認めるとき、指定自立支援医療機関に対し

て対象医療機関の種別ごとに別に定める書面を提出させ、内容の確認を行うことができる。

(指導後の措置等)

第6条 指定自立支援医療機関への指導後の措置等は、次のとおりとする。

(1) 指導後の措置

実地指導の結果、指摘した事項についての改善が不十分である指定自立支援医療機関については、必要に応じて再度実地指導を行うものとする。

(2) 監査への変更

実地指導中に、次のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、「第二 指定自立支援医療機関監査」に定める監査を行うこととする。

イ 著しい規程等の違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

ロ 自立支援医療に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

第二 指定自立支援医療機関監査

(監査方針)

第7条 指定自立支援医療機関に対して行う監査は、自立支援医療の内容等について、障害者総合支援法第67条及び第68条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくは著しい不当が疑われる場合、又は自立支援医療に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象となる指定自立支援医療機関の基準)

第8条 指定自立支援医療機関に対して行う監査は、次のいずれかに該当し、指定基準違反等について確認する必要があると認められる場合に実施する。

(1) 県及び市町村に寄せられた通報・苦情・相談等又は特異傾向を示す自立支援医療の費用の請求等から、事実関係を確認すべきであると判断される指定自立支援医療機関

(2) 障害者総合支援法第10条、第11条及び第63条の規定による指導を行い、指定基準違反等の認められた指定自立支援医療機関

(3) 再三の指導によっても自立支援医療の内容及び費用の請求に改善がみられない指定自立支援医療機関

(4) 正当な理由なく、実地指導を拒否した指定自立支援医療機関

(監査方法等)

第9条 障害福祉課長等は、前条に定める監査対象の基準に該当する指定自立支援医療機関に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、当該職員に関係者に対する質問をさせ、若しくは当該指定自立支援医療機関の当該指定に係る医療機関に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(監査後の措置等)

第10条 障害福祉課長等は、当該指定自立支援医療機関が次の(1)に掲げる行政上の措置に該当すると認められる場合には、原則として、監査の実施日から起算して1か月以内に、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、(2)に掲げる聴聞について教示した上で、当該指定自立支援医療機関に対して通知するものとする。

(1) 行政上の措置

イ 勧告

指定自立支援医療機関に障害者総合支援法第61条及び第62条に定める指定基準等の違反の事実が認められた場合には、当該指定自立支援医療機関に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、(2)に掲げる聴聞等を行い、その旨を公表することができる。

勧告を受けた当該指定自立支援医療機関は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ロ 命令

指定自立支援医療機関が正当な理由なく、その勧告に係る措置を取らなかったときは、当該指定自立支援医療機関に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、障害者総合支援法第67条第4項の規定により、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた当該指定自立支援医療機関は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ハ 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が、障害者総合支援法第68条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定自立支援医療機関に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

(2) 聴聞等

監査の結果、当該指定自立支援医療機関が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用し

ない。

(3) 経済上の措置

イ 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、自立支援医療にかかる費用の全部又は一部について当該自立支援医療に係る市町村に対し、障害者総合支援法第8条第2項に基づく不正利得の徴収（返還金）を行うよう指導するものとする。

ロ 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、障害者総合支援法第8条第2項の規定により、当該指定自立支援医療機関に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

（監査結果の公表）

第11条 監査の結果については、公表するものとし、その方法等については別に定めるものとする。

（関係機関との連携）

第12条 指導及び監査の実施並びに指導及び監査後の措置については、必要に応じて関係行政機関の協力を求めるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。